

見 積 依 頼 公 告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積徴取を行う事項

- (1) 工事名称
三島市内24給排水各所修繕工事(単価契約)(2)
- (2) 工事場所
静岡県三島市文教町1-4-25外
- (3) 工事概要
三島市内1住宅7棟290戸における給排水各所修繕工事(台所シングルバー混合水栓取替など)
- (4) 工事期間
契約締結の日から 令和7年3月31日 まで
- (5) 見積説明書等の配付期限
令和6年4月26日(金曜日) 17時00分 まで
- (6) 証明書等の受領期限
令和6年4月26日(金曜日) 17時00分 まで
- (7) 見積書提出期限
令和6年5月9日(木曜日) 17時00分 まで
(なお、郵送による場合は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とする。)
- (8) 見積合せの日時
令和6年5月10日(金曜日) 9時00分
(見積合せへの立会いは不要とする。)

2. 見積書の提出に必要な資格に関する事項

- (1) 令和5・6年度財務省東海地区競争参加資格審査において、業種区分
『管工事』 の **A～C等級**
に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者。
(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者。
(5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
(6) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は工事に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
(7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 見積書の提出方法等

- (1) 見積合せの参加申込
見積合せの参加希望者は、上記1.(5)までに見積説明書等を受領した上で、上記1.(6)までに参加申込に必要な資料を提出し、その審査に合格すること。参加申込に必要な資料は、見積説明書に記載する。
見積説明書等は、下記3.(3)の担当部署において交付するほか、電子メールによる交付も可とする。電子メールによる交付を希望する場合は、下記3.(3)の担当部署に電話連絡すること。
- (2) 見積書の提出
見積書は、上記1.(7)までに提出すること。なお、メールでの提出は不可とする。
- (3) 担当部署(見積合せの参加申込場所及び見積書の提出場所)
東海財務局 静岡財務事務所沼津出張所 管財課
〒410-0831 静岡県沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎5階
電話055-933-5800(代表)

4. 契約保証金

全額免除する。

5. 見積書の記載金額

契約相手方の決定にあつては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする)をもって決定するので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

6. 契約相手方の決定方法

予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とし、当該見積単価で単価契約を締結する。

7. 契約書の作成

契約の締結にあつては、契約書を作成するものとする。

8. その他

競争参加資格の確認を受けていない者については、上記1.(6)までに認定を受けなければならない。

以上公告する。

令和6年4月11日

分任支出負担行為担当官
東海財務局静岡財務事務所沼津出張所長

山村 晃